

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金

の受付を開始しました

安平町では9月1日から12月1日まで申請の受付をします。

広報あびら7月号・8月号でもお知らせをしましたが、8月27日付けでどちらかの給付金が該当すると思われる方(世帯)へご案内を送付しています。

ご案内の届いた方(世帯)は下記の窓口で直接提出いただくか、郵送で提出ください。

お手元に届いていない方で、該当すると思われる方は下記の窓口で申請してください。

提出・申請先 健康福祉課福祉グループ(追分庁舎) ☎2411

住民生活課住民サービスグループ(早来庁舎) ☎2940

**申請期間は
12月1日まで**



- 注意! -

○平成27年度は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のそれぞれの支給要件を満たす方は、両方の給付金を受け取ることができます。

○申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。

○この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。

◆安平町や厚生労働省などからATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。